

日本経済新聞

夕 刊 3月16日 (月曜日)

発行所 日本経済新聞社
東京本社 電話(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 電話(06)6943-7111
〒550-0001 大阪府北区南船場4-1-1
名古屋支社 電話(052)243-3311
〒460-0001 名古屋市中区栄1-1-1
電子版アドレス
<http://www.nikkei.com/>
購読の申し込み 0120-21-4946
<http://www.nikkei4946.com>

農林水産省は6月から、特定の産地と製法や品質、食文化が結びついた農水産品の名称を保護する「地理的表示(GI)」制度を導入する。世界貿易機関(WTO)協定に基づく知的財産として国が認定し、不正使用を取り締まる。先行して導入した欧州連合(EU)を手本に農水産品の地域ブランドを支援する。

農産品ブランドを守る



上から、みなみ信州農業協同組合、坂元醸造、鳥取いなば農業協同組合提供



「地理的表示」6月導入

対象は野菜、果実、魚、薬農産品で酒類、医薬品、化粧食品を除く。複数の生産者や加工業者で構成するほか木材などの生産者や加工業者で構成す

冠した「地理的表示」や統一マークを当該団体が使用できる。名称やマークを独占使用できない。偽物の流通を効果的に排除できる。単体や名刺やマークを独自使用できる特許の「商標」では異なり、地域と権」とは異なり、地域と気候風土、製造法、社会野(鹿兒島黒酢)、「鹿兒島黒酢」表示など国が法的に取り

(鹿兒島県)、「鳥取砂丘らっきょう」(鳥取県)、「伊勢わかざけ茶」(三重県)、「三輪素麺」(三重県)、「農産物の生産・加工・販売を一体化した6次産業化を促進しており、農水省は年内に10以上を認定し、認められれば地名を登録し、不正使用を罰則を科したりするが特冠した「地理的表示」や統一マークを当該団体が使用できる。名称やマークを独占使用できない。偽物の流通を効果的に排除できる。単体や名刺やマークを独自使用できる。気候風土、製造法、社会野(鹿兒島黒酢)、「鹿兒島黒酢」表示など国が法的に取り

品が多いEUでは他地域でも導入している。縮まるのでメットが大に先駆けて1990年代「いなみ信州農業協同組合」に導入され、PDO(原産地呼称保護)やPGI(地理的表示保護)として導入している。制度は「農業の生産・加工・販売を一体化した6次産業化を促進しており、農水省は年内に10以上を認定し、認められれば地名を登録し、不正使用を罰則を科したりするが特冠した「地理的表示」や統一マークを当該団体が使用できる。名称やマークを独占使用できない。偽物の流通を効果的に排除できる。単体や名刺やマークを独自使用できる。気候風土、製造法、社会野(鹿兒島黒酢)、「鹿兒島黒酢」表示など国が法的に取り